

## FAX119について

---

当消防本部では平成4年7月1日からFAX119の運用を開始しており、聴覚または言語障がい等により電話での通報が困難な方を対象に、FAXによる119番通報を行うことができます。  
※消防緊急通報FAX用紙については市町村役場を通じて事前登録された際に配布しております。

## FAX119のしくみ

---

指定の消防緊急通報FAX用紙に事前に必要事項を記載しておき、緊急時に要請内容を追記してから119番宛に送信します。受信した通信指令員が消防緊急通報受信確認票をFAX返信すると同時に出場指令を行います。

## 利用対象者

---

市町村役場を通じて事前登録され、当消防本部管内に居住している、聴覚や言語に障がいがある方。

※併せて、FAX119の新規利用登録を検討中の方には新サービスのNET119のご案内もしておりますので、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

[▶NET119について](#)

## 利用上の注意事項

---

利用できる場所は、当組合管内での緊急通報に限ります。

消防緊急通報受信確認票が届かない場合は、再送信するとともに、周囲の人に依頼するなど他の方法で通報してください。

FAX119での通報は緊急時に限ります。問合せには使用しないでください。

指定の消防緊急通報FAX用紙が無い場合は白紙を使用してもかまいません。下記情報を記載してFAX送信してください。

- 1、**「火災」 か 「救急」 か**
- 2、**消防車、救急車を必要とする場所**
- 3、**氏名、電話番号**

#### 4, 要請の内容

## 問い合わせ先

---

〒965-0037 会津若松市中央三丁目10番12号

メール [fd.sirei@119-aizu.jp](mailto:fd.sirei@119-aizu.jp)

FAX 0242-25-1220 ※FAX119宛の番号ではありません。

TEL 0242-25-0119